

平成21年（2009年）紀北町6月定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成21年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年6月17日（水）

応 招 議 員

1番	東 篤布	2番	中村健之
3番	近澤チヅル	4番	家崎仁行
5番	川端龍雄	6番	北村博司
7番	玉津 充	8番	尾上壽一
9番	平野倖規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畠正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塙崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 务 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1番 東 篤布

2番 中村健之

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員数は22名でありまして、定足数に達しております。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきたいと思います。ご了承ください。

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

川端龍雄議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

1番 東 篤布君

2番 中村 健之君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、一般質問を行います。

本日の一般質問は4人といたします。

議員の発言時間は30分以内とし、持ち時間が残り5分になりましたら議会事務局長より、机の上に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっています。

質問の方法については、最初に登壇して通告した事項すべてについて質問していただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、10番 岩見雅夫君の発言を許します。

10番 岩見雅夫議員

皆さんおはようございます。10番 岩見雅夫、平成21年6月定例会の一般質問を行います。

今回の一般質問は、損害賠償請求事件、第3回口頭弁論を終えてであります。

昨日の奥山町長の町長選出馬表明を受けまして、本日以降の一般質問も注目をされるものとは思われますが、私は通告どおり損害賠償請求事件に絞って質問を行いたいと思います。

今、紀北町内では、この損害賠償請求事件について、この問題が紀北町を覆っている限り、紀北町の暗雲が晴れないのではないか、そういう思いや意見、さらに問題が非常にわかりにくい、こういう不安の声が依然として後を絶ちません。

5月14日に、第3回の口頭弁論を終えて、さらに6月3日付けで最高裁第2小法廷が訴訟救助申立の抗告、原告の申立であります。これを棄却決定したこの現在の段階で、本件に対する現状認識を明らかにして、さらに問題点を質することは議会としての重大な責務ではないかと考えます。

以下、いくつかの点について質問をいたします。まず第1点、大きい質問の第1点目ですが、この訴訟救助申立事件、これは平成20年(ワ)の第17号の1というふうに事件番号が付されております。さらに弁論分離裁判、平成20年(ワ)の第17号の2というふうに事件番号がなっておりますが、この2つの事件として取り扱われました損害賠償請求事件であります。原告側の訴訟救助申立につきまして、最高裁は本件に対して抗告棄却の決定を下したのあります。

これによって、いわゆる民事訴訟手続の法の定めてあった訴訟上の救助は、認められないことが確定をいたしました。160億円損害賠償請求事件は裁判手数料を納めない限り、裁判ができないことになったのであります。これがまず明らかにすべき重要な点ではないでしょうか。

以下、この点を明らかにしたうえで、具体的にいくつかの質問をいたします。

まず第1に、最高裁の抗告棄却決定の問題ですが、本定例会での冒頭に行政報告がありまして、抗告棄却決定の書面が皆さんにも配布されましたので、今回の資料提出については省略をさせていただきました。そこでこの件について、まず町民の皆さんにわかりやすく、速やかに報告、周知すべきであると思いますが、どのような形でこれを行うのか、まずこれを明らかにしていただきたいと思います。

第2点目ですが、最高裁の抗告棄却決定を受けまして、原告の業者側は、この損害賠償請求事件について、今後どう対応してくるのか、何らかの対応策を表明しているかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

3点目としまして、被告の紀北町側は、この件についてどう評価をされているか、代理人からの説明、または代理人との協議をしているかどうか、この点についてもお伺いしたいと思います。

さらに4点目としまして、訴訟救助申立事件に決着がついて、現在、進行中の弁論分離裁判の成り行きが一層注目されてくると思います。損害賠償請求事業に大きな影響を与えると想定されますが、今後の裁判対策をどのように検討されているかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

さらに、次は大きな2点目ですが、現在、進行中の弁論分離裁判、これについて問題点を提起しながら町長に質したいと思います。原告側は訴訟救助の申立を行いながら、これが受理されるのが非常に難しいのではないかという予測から、損害賠償請求事件の審理を今後も継続させる手法として、弁論分離を上申したものと判断されます。

そこで質問ですけれども、第3回弁論で明らかになったように、被告紀北町側ですね、町側が提出の求釈明に対して、原告業者側が明確な回答、つまり釈明がされてないのではないか、このように考えます。民事訴訟法の第149条には、この点について口頭弁論において裁判長は釈明権等を有しており立証を促すことができる。このように明記されております。ここが非常に重要な点ではないかと考えます。

なぜかと言いますと、原告業者側において、的確な釈明ができないようでは請求の根拠をそのものの信憑性が問われるからであります。この点について、被告紀北町としてどうとらえているか、明確な答弁を求めたいと思います。

さらに、6点目ですが、原告代理人は、第3回の弁論におきまして、平成9年度以降については事業が禁止となったために、一つひとつについて立証は難しいけれども、よく吟味をして、がい然性のあるものから回答していきたい。このような旨の発言をされました。傍聴

席にいて私も思わず、それでは一体何を根拠に損害賠償請求をしたのか疑わしいではないかという、思いにかられたところであります。

がい然性の言葉の意義は、これは弁護士がよく評定で使われるんですけれども、辞典にはですね、ものごとの実際に起こる可能性の度合いというふうに書かれております。でまたこのとき裁判長はですね、立証に必要なものは出してください。このようにあえて発言をされました。さきの項で触れましたように、民事訴訟法の第149条証明権等でいうところの、いわゆる立証を促すことができる、そういう立場での裁判長の発言であり、非常に重いものと考えられます。被告側としてこの点について、どのように受け止めておられるのか、答弁を求めたいと思います。

さらに、最後に第3回弁論では、被告側、町側の代理人から求証明について追加がある。相当ありますと、非常に力強い発言がされました。大いに求証明をしていくべきだ、このように考えます。口頭弁論はそもそも準備書面によって行われることになっております。したがいまして、次回の7月2日の第4回弁論までに準備書面追加の見通しがあれば、明らかにしていただきたいと思います。

以上、7点について具体的に質問をいたしました。住民から選ばれて、住民を代表する議員として私も裁判傍聴に参加をし、裁判長の発言や当事者、つまり原告や被告側の一言一句を注視して、傍聴記もしながら裁判に参加をしてきております。このような立場から具体的に問題を提起しましたので、各項に沿って的確な答弁を求めて、第1回の私の質問とさせていただきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。ただいま岩見議員さんからご質問がありまして、この損害賠償請求事件は、このたび7月2日に第4回目の口頭弁論を迎えることとなります。いろいろと岩見議員からご指摘をいただきましたんで、簡潔にお答えさせていただきますが、執行側といしましては担当課ともよく協議をしながら、適切にこの訴訟事件にですね、対応してまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、どうぞこれからもよくご理解、ご指導のほどお願ひいたします。

それでは、質問の1ですね。町民の皆様への周知報告はどのように行うかということでございますが、最高裁判所は、平成21年6月3日付で業者の訴訟救助申立に対し、棄却の決

定を下し、その文書は、5日には町の代理人の楠井弁護士事務所に送付され、同日に、町に届いております。町民の皆様への周知報告の件ですが、広報「きほく」7月号で棄却決定されましたことを報告する予定であります。

次に、質問の2ですが、原告側の対応は表明されているのかということで、原告は今後どのような対応をするのかにつきましては、原告側のことありますので、現時点では確認ができません。

次に、被告側としてどう評価しているかという、今回のことですね。町といたしまして、許可抗告が棄却決定されたことには、本町の主張が認められたものと受け止めております。代理人におきましては津地方裁判所に提起された平成20年1月から、最高裁判所の棄却決定が出るまでの間、その都度、上申書を提出していただくなど、私といたしましては、代理人の活躍に対し評価するものであります。

質問4でございますが、損害賠償請求事件に大きな影響を与えるか否かにつきましては、これはこの最高裁の決定ですね、これはこのたびの最高裁判所の棄却決定の理由からして、少なからず影響があるものと推測されますが、具体的にはどのような影響があるかはわかりません。町といたしましては、今後とも業者側の高額な損害賠償請求に対して、訴訟代理人の弁護士の方々と十分な協議を続け、高額な損害賠償請求額が生じない旨の主張、立証を行い、最善を尽くしてまいりたいと思っております。

次に、質問5でございますが、原告が明確な釈明ができないようでは、請求の根拠について信憑性が問われると、被告としてどう考えているのかということにつきまして、議員ご指摘のとおりですね、町側の求釈明に対して明確な回答が得られるよう、準備書面で重ねて釈明を求めているところであります。特に損害賠償請求額の根拠につきましては、納得のいく釈明を引き続き求めていきます。

質問6にお答えいたします。訴えた業者側は、訴状の内容を立証するのが裁判のルールであり、責任があります。業者側が明らかにできないとする項目であっても、町は今後も準備書面により釈明を求めていきます。

質問7でございますが、7月2日開廷予定の第4回口頭弁論までに提出する準備書面には、新たな釈明を求める事項を追加するため、現在、訴訟代理人の弁護士と協議しながら準備を進めているところであります。以上でございます。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

一応、淡々と、というのですか、そういう形でですね、町長のほうから質問事項についての答弁がありました。私としてはですね、さらに被告側として、今回の裁判は前のときにも指摘をしましたように、紀北町そのものが当事者となっております。紀北町が訴えられている。その代表者として町長にしっかりと住民の利益を守る立場でですね、頑張る必要があるというところから、いろんな質問や意見も出しております。

もう少し全体の取り組みについてですね、その思いと言いますか、責務を感じた形でですね、個々の問題についての回答もお願いしたいなというのが、私の率直な感想であります。1つずつ申し上げますが、周知の問題については広報でということが言わされました。現在の町民の現状を見ますと、広報によって周知をするというのは原則ではありますけれども、ただそれだけではですね、ほとんど町民の皆さんに知れ渡っていないというのが、現状ではないでしょうか。

冒頭に申し上げましたように、非常にこのわかりにくいくらい、どうなっているのかわかりにくいという形でですね、議員等に説明を求めたりしているのが、多くの町民の現状であります。さらに広報で通知するということは原則ではありますけれども、もう少し創意工夫をしてですね、住民の不安をやわらげるために多くの努力を模索していただきたい、このように考えます。この点について、町長はどう受け止めておられるでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

岩見議員のご質問とその趣旨については、私もよく理解をいたします。しかしながら、当面ですね、この広報をほくで住民の皆様に申し伝えていく、ご案内をするということが、最も考えられるベターなことですが、議員としてはそれでは行き渡らないのではないかということを、非常に懸念されておられると思いますが、そのことについては、よく創意工夫をせよというお言葉でございます。今、それを受け止めてですね、考えさせていただきます。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

次に、2点目の点はですね、原告側のことということで、答弁がありました。3つ目ですね、被告としてこれをどう評価するかという問題ですが、こういった重要な決定が下され

た段階ですね、被告代理人からの具体的な説明、あるいは代理人と町側との協議、これはなされているんでしょうか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この辺についても勉強会、協議の中でですね、非常に代理人の方々も、一応、自分たちの主張が通ったということで喜んでおられましたし、お互いに今後も、一応、代理人と町側と、原告側から出てくる課題に対して、的確に厳正に答えていきたいということは、お互いにわかつております。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それでは、4点目の項なんですけども、一応、進行協議の中でですね、裁判長からも指摘があったというふうに聞いておりますが、訴訟救助申立の問題ですね、決着がつかない間は、非常に裁判を集中してですね、進行がしにくいと、いわゆる土俵が決まらないのですね、やりにくい面があるというふうな趣旨のことが、進行協議の中でも若干論議されたというふうに聞いておりますが、今回の6月3日付けの最高裁第2小法廷の決定ですね、この訴訟救助申立の点について明確に決着がついたので、今後の弁論分離裁判の成り行きが非常に注目されると思います。

非常に大きな影響があると思うんですけども、この点についてのですね、さらに具体的な進行対策、こういったものがもう少し検討されていいのじゃないかというふうに考えますが、その点はどうでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどお答えさせていただきましたけれども、この影響があるものと推測されるわけなんですね。ですから、今の弁論分離がどうなっていくのかということもですね、あくまでも代理人も町側もですね、推測の範囲を出ないということで、確定していくことはまだないんですね。その立場ですね、こういうことになるだろうという、不確実な私の答弁としては差し控えさせていただきたいと、そこのとこはどうぞご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それじゃ大きな2点目としてのですね、現在、進行中の弁論分離裁判の問題点について、再度、質したいと思います。さきほども申し上げましたように、この口頭弁論においてはですね、裁判長は釈明権等というのを有しております、民事訴訟法の第149条にもこのことが明記されております。149条の終わりの部分でですね、裁判長は立証を促すことができるという文言があるわけなんですが、第3回の弁論を聞いておりましてですね、裁判長から、この点についてのですね、指摘とも受け取れるような重要な発言があった。このように考えます。

第3回弁論での原告側の代理人ですね、発言を聞いておりますと、非常に今後の求釈明に対する回答がですね、憂慮されると思います。これはもし的確な釈明が出されてこないようでは、請求の根拠そのものの信憑性が問われるという、重大な問題になると思うんですけども、この辺についてですね、さらに被告側の、町側の代理人ともですね、十分な打ち合わせをして、今回の第3回弁論であきらかになった問題点をですね、検討していくべきではないかと考えますが、その点、町長はどう考えておられますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほども申し上げたとおりですね、今後も我々の求釈明に対して、的確な回答が得られますように何回も求めていく、その回答を求めていく姿勢には変わらないと思います。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それでですね、裁判の中身と言いますか、そういういた裁判上の進め方の問題については、代理人に一任をしてですね、進めざるを得ないので、この議会ではその点まで立ち入ることは非常に難しいわけですけれども、私も第1回質問の最後に申し上げましたようにですね、住民から選ばれた、住民を代表する議員としてですね、この裁判もきわめて重視して注視をしております。

そういう立場からですね、やはりこういった裁判は代理人一任の形だけに止まらずですね、

いろんな議会や、あるいは職員間での論議も活発にして、裁判は公開が原則ですから、その立場に立ってですね、いろんな英知を結集して頑張っていかなければならないのではないかというふうに考えております。私は別に町長にエールを送っているわけではなくてですね、今回の裁判は紀北町が訴えられている、当事者となっている裁判です。そしてその代表者である町長がですね、被告席に座り、これを受けなければならない、こういう状況にありますのでですね、その立場を町民の利益を守るために支援するということでですね、頑張っておりますので、この点を十分くみ取って、議会等における意見についてもですね、十分斟酌したうえで、今後の裁判対策に臨んでほしいと思いますが、その点についての町長の考えをお伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま岩見議員の、この裁判に対するお考えは私も十分理解しているつもりであります。紀北町を代表する者、あるいは行政の責任者としてですね、この裁判については町民のご不安やご心配を取り除いていくという、そういう責任を感じておりますので、今後も皆様のご意見等をよく組んでですね、裁判を進めてまいりたいと考えております。

川端龍雄議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それではですね、私の一応、今回の今の時点でのですね、今、問題点の指摘といいますか、問題提起、それに対する町長側の答弁を得ましたので、もちろん今後ですね、これで十分ではなくて、双方ですね、懸命の努力をもって臨んでいかなければならないと考えますが、こういった提言も十分受け止めていただいてですね、今後の裁判対策に役立てていただきたいと、このことを強く求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

これで岩見雅夫君の質問を終わります。

次に、1番 東篤布君の発言を許します。

1番 東篤布議員

皆さん、おはようございます。1番 東篤布、議長のお許しをいただきまして、6月議会定例会の一般質問を行わさせていただきます。

まず、質疑に入る前にですね、昨日、奥山町長が、また再度出馬されると、その旨を表明されましたことにつきましてですね、本当にご苦労ですけれども、よろしくお願ひしたいと、このように申しておきます。なぜこのようにお願いするかと言いますとですね、新しい町ができてもう約4年経つわけですけれども、いろんな事業をやっていただきました。されども一議員として思うところに、やり残された事業があるんではなかろうかなと、こう思うわけです。

私個人としてもこの4年間、まだ3年某かですけれどもですね、町長の決断に対して非常に残念であったなと思われる決定がいくつかございました。それは例えば、乳がん検診のね、予算の削減であります。これは非常に大きな問題でなかろうかと、こう思っておりますね。であるとか、荷坂峠のやすらぎ苑への送迎の給付金の問題ですね。それもありますし、今、前者議員もおっしゃいましたけれども、この多額のですね損害賠償請求事件が、なぜ起こってしまったのか、もう少しですね、双方近寄って話し合いができなかったのか。なぜならば十数年かけて争ってきた裁判がですね、最高裁で一応決着がついた。その時点で町側から何らかのアクションがあればここまでですね、こじれて住民に不安を与えることがなかったのではなかろうかなと、こういうこと。

あと学校のこともうそうです。学校の耐震診断が終わって23年度までには改修工事もなされますけれども、その前にやっておかなければならなかつたことがあるんではないか。例えば地域の住民の皆さんを交えたうえでですね、将来の子どもたちの教育のためには、どのような統廃合が必要なのか、合併前の海山町ではそのような話し合いがなされておったのに、新しい町になってからはそれがなされていないのはなぜなのかですね。

なぜこう考えるかと言いますと、島勝浦にあるところの桂城中学も非常に立派な校舎、体育館等々建てて、数年で廃校になっておるわけです。そのような事例があるわけですから、この財政の厳しいときであれば、なおさら将来を踏まえて、何も私は統合すべきという考えではございませんが、そんな話し合いのうえに立ってですね、決定を下していただきたかったなど、こう思っております。余談はそれぐらいにいたしまして、是非頑張っていただきたい。

私の今回の質問はですね、2点あります。いわゆる平成16年9月、この紀北町は未曾有の災害に見舞われました。2名の死者を出しですね、2,000棟以上の被害を及ぼしたこの海山地区、長島でも500件以上の被害がございました。床下床上がございましたけれども、そのときに、今も私こうそのときのですね、写真を持ってきてずっとこう見直しておったんです。

災害記録を見てましてね、確かに県からも国からも予算をいただきまして、河川改修も立派に進んでおるやにみえます。確かに見えるところは良くなっています。

しかしながら、いまだになされていない問題点がいくつかあります。これを昨年の12月にもね、町長にお尋ねしたんですが、これがいまだになされてない。いわゆる堤防が決壊はしていません。ですけれども、水が越してきた。堤防越してきたのを越水とこう言われる。しかし、あのように流れてくるのは越流とこう言われるらしいんですがね。越流箇所が数箇所ございましたが、補強のなされているところと、なされていないところとある。

そして昨日ですね、課長に教えていただいたんですが、堤防の真ん中から水が噴いてくる現象を何と言うのだと、いろいろ調べていただいた結果ですね、パイピング現象と言うらしいですね。パピップペポのパでございますが、パイピング現象、水漏れ。それでこの新潟、福井の水害の記録をこう見てみますとですね、いわゆる堤防の途中から水が噴いてくる、このパイピング現象というので非常に危険である。いわゆる放っておいたら決壊するであろうと、このような報告がなされています。

その12月議会でもお願いしたのは、長島地区を通っておるところの国道422号の堤防で水漏れがしておる。それがですね、いまだに調査すらされていないんですね。

昨日、副町長のお部屋にお邪魔してですね、別に副町長が県の方だから、県から来られたから文句を言いに行ったんじゃないですよ。なぜでしょうね、昨年20年の2月にですね、山本地区で国交省の方、県の方交えて地域の住民の皆様20数名集まって、ある話し合いがなされたんですね。河川を安全にするために、地域の住民の皆さんのご理解をいただいて、このように工事したい。このような話し合いがあったわけですけれども、そのときに地域の方々から、まずこのパイピング現象ですか、そのときには水漏れ、この水漏れを何とかしてほしい、こういう要望があったわけです。

それが昨年の2月、そして12月になっても一向に調査がされないので、12月にお願いしたんですね。そしてそのときの答弁ではですね、高速道路の測量等に入るときに同時にやる、このようなお答えであったかと思うんですが、ここにですね、そのときの記録があるんですが、16年度の災害時に道路の一部から水が噴き出ておりまして、通学路でもあるところから県に対しても調査と拡幅等も要望しております。これも私が言った。

町長の答弁はですね、国道422号については3箇所から水が噴いていると聞いております。大水のときにはおそらく決壊までの可能性が高くなりますしと書いてありますね。いわゆる高くなると思われる。現段階では一向に実施されていないことをよく受け止めて、十分に要

望していきたいと、こうおっしゃっていただきました。その後、当然、要望されてしていただいておると思うんですけれども、その点を町長にお尋ねしたいんであります。これは1番目、平成16年の災害についてですね。

題目大きく分けてこの問題と、もう1つは、合併後の話なんですけれども、この1番の災害ですね、もう終わったんじゃない。まだ済んでいないところがいくつかあるんですね。例えば堤防の調査ももちろんですけれども、海山地区で言えば相当水に浸かった。甚大な被害を受けたんです。そしてそのときに僕は道路整備のお願いしたんですね。町としてこのような水に浸かる地域、いわゆる冠水地域ですね、であるとか、いまだに土砂災害ですね、埋もれた状態の河川もある。ごめんなさい、そのときにそれ言わなかった。それは今回でしたね。

だから、町自らが道路計画を立てて、そして県に、国に要望していただきたい。例えば小山浦地区もですね、少しの台風であってももう道路が通れなくなってしまう。そして小山線という道路を新しくしていただけるんだと、これ今実施されておりますが。そういう町内全体の道路の見直しをしていただけないでしょうかと、こうお願いしたんですね、道路計画。そこらがどうなっておるのかな。

その点でですね、そのときにも12月にも町長は高速道路のことを述べておりますが、この高速道路で海山インターができる箇所がですね、非常に遊水池がなくなってしまう。そのときに国土交通省の説明会のおりには、地域の皆さんですね、当然不安がられて、これだけの土砂類を置いて大丈夫なのかと、こういったことがありました。そのときに県の方ですね、当然、本線も広げるし、内頭川も河川改修いたします。ですから、地域の皆さんの不安は解消されます。こういう答弁です。そういうお答えです。

でも、それにつきましても、いまだに何ら実施されていない。実施されていないけれども、どんどん工事が進んで、どこから持ってくるのか大量の土砂ですね、今工事をされております。私は工事が悪いと言っておるんじゃないんです。住民の皆さんの説明会で、なぜできないような約束をされたのかということを、強く国や県の方に申し上げたい、そのことを町長に代弁していただきたいと、こう申しておるわけです。

昨年の13号台風のときにも、町長はご存じかと思いますが、内頭川に流れてくるところのインターのすぐ横ですね、小笠原という小さな河川がございます。これは過去その地域の皆さんに聞いてみると何度も氾濫しておって、いわゆる昨年もそうでした。国道に流木が流れ、道路も車も通れない状況、地域の住民の皆さんの電話を受けたのが、消防本部でした

ね。

すぐに消防の皆さんに行っていただいて、流木を片づけていただきました。そういうことがございましたですが、そこから少し行ったところに町長、前回もお願ひしました、ささゆり団地というのがあるんですが、町長ね、ご存じでしょうか。一度行ってみてください。民間がやられた住宅地でございますけれども、それに行くまでに部分的に低い町道があるんです。低いんです。なぜ低いか、僕の感覚で低いというのはこういうことなんです。

ただ、海拔の高い低いで言っておるんじゃないんです。いいですか、町長は避難勧告を出されますね。その避難勧告を出す前に、いわゆる避難の準備をしなさいという警報がなされるやに聞いておりますが、ただ、私はなぜこの地域が低いかと申しますとですね、この警報が出た時点でもうすでに逃げれないほど水が来ておるということなんです。雨が降るのは昼間ばかりとは限らんじゃないですか、町長ね。

例えば、寝ておるときに雨が降っておった。それで今、緊急通報システムで町から準備しないさいよ、逃げなさいよとこう言われた。慌てて起きて表へ出てみたところが、ごうごう水が流れておって逃げれない。そういう場所があの地域でなかろうかとこう思うわけです。で、そこに避難路であるところのこの道路が低い、これですね。

ですから、あのインターの周辺すべてそういう多くの問題を含めておるので、それを強く要望していただきたいし、なおかつ町道であるならば、真っ先にやっていただけませんかという要望した。その点がどのように進んでおるのかという、お尋ねをしたいのです。

もう1つ、去年の災害で 500数軒浸かったわけですけども、長島地域でも多くの家屋が床下床上浸水いたしました。特に下地地域、志子地域などはですね、堤防で囲まれておるもんですから、水の捌けるところがないんですね。それでその地域に住民の避難場所である学校があるわけですよ、町長。志子小学校というのですが、そこに住民の食料も毛布も、いわゆる医薬品も置いてありますけれども、当時を振り返ってみると、そこに行けなかったんですね。陸の孤島になってしまっている。住民の皆さんのが避難しておる。食料持っていこうとしたけれども、もう海のようになっておる。それで職員の方がボートを出して食料を運んだという地域でございます。

災害現場を見に行った職員が帰れなくなったのも数箇所ございましたですね。特に私はこのインターの近くもそうですけれども、この冠水した地域の対策はなされてないやに思われるわけです。

例えば、湛水防除でポンプで汲み上げております。それだけでは追いつかない。なおかつ

今回、冠水した地域にはそれがないんです。そういうポンプすらない。ですからね、町長、湛水防除の予算がとれないか、とれないんです。耕地面積が狭いから。もっと広ければ予算あげましょう、国も県もおっしゃるんですけども狭い、残念ながら狭い。

であるならば、違う方法が何とか考えられないのかなと、この前、志子の区長さんをはじめ、地域の皆さんと話をしたときにね、一番樋門のところで、樋門もね、あるけれども、樋門を開けて水を出すという、できないんですね、本線が増えてくるから。だから本線からの逆流水を防ぐためのゲートであるわけなんです。だからその地域に少しでもね土地を確保して、そこにポンプアップすることができないのかな。できないはずはないと思うんですよ。

なぜならば、住民の個人的な住民ですね。そういう個人の家であっても町からポンプを数基持つていって、そういう設備もされておるところもあるわけです。であるならば、これだけ何百軒と家が建つておる地域であればね、そのような対策を練られてもどうなんでしょうかと、こういうわけです。

それでもう1つ、立派な堰堤もできました。山奥にね、恐ろしいような堰堤ができた。土砂を搬出すべきであったのか、土砂を搬出せずにあの堤防つくってしまったんですけどね、で、あれすぐに埋まってしまうと思います。それで現に、もう満杯の状態の堰堤もある。もう堰堤の役目を果たすのかなとどうかなというところと、海山区内であれば奥のほうへ行きますとですね、いまだに河川改修されてない点がある。

その点もですね、踏まえてこのちょっと一般質問の通告書にはそんな細かいこと書いてなかったで、町長も、そこら一つずつね、町長、まず堤防の調査ですね。それから小笠原、内頭川の件、それで志子地域ね、下地地域のね、その点。それともう1つ、いわゆるいまだに改修されてない河川のこと、前者議員、昨日もそれおっしゃってましたけども、そういうところです。

特に、その422号のいわゆる水漏れについてですね、水漏れというとやさしいんですけど、水が噴き出でる。いわゆる横文字で言うとパイピング現象とこう言いますね。その要望をしていただいたのかどうか、県のお答えはどうであったのかをお答え願いたい。

はい、2点目ですが、この質問はですね、町長の昨日の出馬表明を受けてですね、やるべきなのかどうかわかりませんけれども、特にですね、4年間では足りなかったと、もう一期出て頑張りたいんだと、こうおっしゃるんですから、特にこの4年間の事業ですね、いくつかやっていただきましたけれども、やり残した事業があるんでしょうか、それをお尋ねしたかったんですね。

特に私が考えるところにおきますと、耐震診断、学校やっていただきましたけれども、いくつやったかな、かなり多いんですね。町営住宅建ってますね。海山区、長島区あわせてですね、1,000軒近い建物が建っておる。そんなになかったかな。耐震補強が必要な住宅で33%、約95戸あるんですね。必要でないのは195戸、この30%耐震診断が必要である住宅がある。こう年度別に、建築年度で見てみましてもですね、いわゆる耐震診断は56年以前の建物についてはやりなさいと、こう言われておるわけですけれども、木造、そして耐火構造等ですね、耐火構造、準耐火含めましてですね、相当数あるわけとして、これがですね、49%もあるんですね。ここで49%出でるのに、ここで33%、ちょっと数字が違うように思いますが、この約半分にわたるところの家屋、いわゆる町営住宅がいまだに耐震診断がされていないのはどうなのかな。

小中学校とともにですね、この住民のやっていただけなかったのかなと、これが残念でならない点ですね。やり残した点は裁判だけではなく、ほかにもあったんではなかろうかと、こう考えるところでありまして、町長にその出馬表明と、引き続いて今後、あと4年間でやっていきたい事業といいましょうか、やり残した事業等お話をいただきたい。

もう一度言います。1点目、16年の9月の災害、それを振り返って私は考えるところに、いまだに整備されていない、調査すらされてない問題点がどうなのかという点。

2点目は、新しい町ができて、合併して約4年経つわけですけれども、たくさんの事業をやっていただきましたけれども、やり残された事業は、いわゆる町長が気になっていると申しましょうか、心にとめておる事業は何でしょう、こういった点ですね。

あとは自席にて質問させていただきます。ありがとうございました。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

東篤布議員のご質問にお答えいたします。

その前に、議員から昨日の私の出馬表明について、いろいろお言葉を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず、冠水地区ということで通告をいただいておりましたので、この件から申し上げます。

平成16年9月の災害を振り返って、まず冠水地区への対応と解決策ですが、平成16年9月29日台風21号による豪雨では、船津川、銚子川、赤羽川が氾濫し、長島区では長島下地線が冠水し、長島区内の家屋被害は、床上浸水175棟、床下浸水179棟の被害を受け、また海山

区におきましては、死者2名、床上浸水が2,000棟以上の未曾有の災害となりました。

議員ご指摘の、ささゆり団地の冠水とその解決策についてお答えします。まず、冠水の原因となる団地と周辺土地の高さでございますが、団地の標高が約3.5mほどであるのに対し、国道42号は約5.0m、内頭川の堤防は約4.0m、また、団地付近の町道瀬頭線は2.5mから3.5m、農地は1.5mから2.0mほどでございます。

このことから、国道42号と町道との標高差は、1.5mないし2.5mほどもありまして、大雨、洪水の際には、団地周辺の町道や農地が最初に冠水して、団地が孤立してしまうような状況でございます。

議員ご指摘のように、昨年9月の台風13号豪雨の際には、内頭川の水位が、あと數十センチで堤防を越えるような状況になり、町道が冠水して、団地周辺では車が動けないほど水位が上がったことは私も承知しております。

この件につきましては、昨年の12月定例会で、議員から質問をいただき、抜本的な解決策として、現在、県が行っている船津川の激甚災害対策特別緊急事業に加え、内頭川の河川改修が必要不可欠であるとお答えをいたしましたが、河川改修につきましては、県はその必要性を認識し、町も要望を行っているところでございますが、現地点では、河川改修事業の時期が明確でない状況でございます。

町といたしましては、まず、団地の皆様が安全に避難していただくために、町道瀬頭線の嵩上げについて検討を行いたいと考えます。また、河川改修につきましては、引き続き県に要望して、早期に事業着手されるよう努めますので、ご理解、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

それから、今、ご指摘をいただいた小笠原川と内頭川の件は、内頭川は申し上げたけども、続いて県ご当局に要望をしてまいりたいと思います。

それから、赤羽川の堤防の3箇所についても、県のほうには要望しておりますが、県もそれは十分承知しておりますが、まだ工事が実施されていないのが、いろいろ事情もあるかと思いますが、引き続き要望してまいります。

平成16年の豪雨災害では、志子地区においては43棟の床上浸水がありました。排水対策事業の検討をいたしましたが、この地区における受益面積は約10haで、狭小のため、湛水防除事業及び、地域水田農業支援排水対策事業の採択基準の受益面積を下回っており、農業的な立場からの排水対策は、できない状況にあることはさきほど議員もおっしゃっておられました。

その他の事業として浸水対策事業には、多額の予算が必要なことや、新たな排水機場の設置となりますと、赤羽川の河川管理上の問題があり十分な検討が必要かと思われます。

次に、町営住宅の耐震状況についてのご質問にお答えします。現在、紀北町が管理運営を行っている、町営住宅 289戸、これは入居戸数です。のうち、耐震化が必要なものは95戸、約33%でございます。

これらの住宅は、昭和30年代の前半から、耐震設計基準が改正となった、昭和56年以前に建築された、平屋建ての木造及び簡易耐火構造の住宅がほとんどでございます。

建築されてから40年以上を経過しておりますが、中には昭和30年以前に建築された住宅5戸もございます。町といたしましては、耐震化の必要性は十分に認識をしていますが、構造的に耐震補強が困難な住宅もあることから、容易に耐震化に取り組めない状況でございます。

今後におきましては、住宅に対する住民の皆様のニーズを見極めながら、改築も含めた検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願ひいたします。

以上でございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

はい、ありがとうございます。

県への要望していただいているという点は、よくわかりました。であるならば、あのときですね、町長、16年の災害のあと、いわゆる長島の住民の方々、特に赤羽の皆さんが多くたんですけども、赤羽地区の皆さん、下地地区の皆さんが多くたったんですけども、大型バスですね、県のほうに陳情というのじゃなくて、お願いに行きましたね。

そのときに県にお尋ねしたのは、なぜこのような災害が起こったんでしょうか、当然、數十年に、50年に一度の大震であった。これは理解できるんですが、当然、それらを踏まえて県の河川改修工事事業計画がなされておるはずであるのに、なぜ今回このような、いわゆる堤防を越えてくるような大惨事に至ったんでしょうか。まずこのような質問が、皆さん多かったです。

それで随分されてから、いわゆる県の赤羽川 2級河川についての事業計画書の図面が出てきました。もうかなり埃を被ってましたすけれども、何とか見直しはされておるんですけども、一向に当初の計画どおりに事業は進捗していないのが実情でありますという、お答えでした。それを聞いて、一応納得したわけです。腹も立つけれども、県の非も認めていただ

いた。だから住民も納得した。

そこから、では、これからどういう手を打たなければならぬかという話し合いができるわけですね。そこで大事なことは、県の管理が不十分であったと、こう認めていただきました。そのような姿勢で住民と話し合われた会議でありましたけれども、確かに多額の予算を投じて、素晴らしい仕上がっております。工事も完成してます。しかしなれど、いまだにまだ堤防から水が噴いてくる。そのような大きな問題を調査すらされていない。ましてや住民の前で早急に調査しますと、こうおっしゃったんです。なぜなのか、そこは不思議でなりませんが、その点を強くもう一度要望していただきたい。

何なら町長に連れていただきまして、私も行ってもよろしいですがね。町長のように品がよろしくないもんですから、僕なんかが行くと、つい大きな声出してしまうんです。ちょっと大きな声出したほうがきくのやも知れませんがね、町長。その点を要望しておきます。

それで、いわゆる湛水防除の予算ではできないんだと、これよくわかってます。ですから、そこから踏み込んで、あるならばこういう方法でできないでしょうかという、お願ひなんです。そんなに難しくない。ちょっと池に毛の生えたような、ますをつくって、そこにポンプは放り込まんでいいんです。パイプだけしておきゃいいんです。災害が来たときだけ、コマツリースへ行って借りてきて、リースのポンプを引っつけたらいい、買わんでもいいんです。パイプだけ、パイプラインだけ。常に置いておく必要はないんです。雨期に入ったときだけでよいんでなかろうかと、月数万円の値段で貸していただけます。その点も強くお願ひしておきます。

そして、ささゆりですけれども、頭にこびりついておるんですね。ささゆり団地というのが、寝ても起きてもこう、ささゆり、ささゆりとこうついてくる。何とかね町の管理道路が低いんです。町長のさきほどの高さ、国道が5m、ささゆりが3.5、JRの高さが出てきませんでしたけれども、せめてJRの高さは、いわゆる国道並みでなかろうかなと、何も国道並みにしてくださいとは言いませんけど、現町道も部分的に10mほど低い箇所があるんです。それだけを町道の高い部分に合わせていただければ、いわゆる避難勧告が出たときには、逃げれる避難路となる、こう信じるわけであります。その点も要望しておきます。

ひとつ、町長、ささゆり見に行ってくれた。この前見てくれた。あっそうですか。前回行ってないと言うたもんで、はい、じゃあお願ひしますよ。ささゆりのことと、志子、下地のその小さな池に毛の生えたようなますをつくっていただきまして、10m真四角でもええし、20m真四角でもいい、そこに管だけ入れてね、ポンプあとで引っつけたらいいん。要るとき

だけ、リースでいいんです。安いもんです。町長の車のリースより安いやも知れません。

はい、じゃこの2番目の質問ですが、町長、やり残された事業を言ってもらいた。町営住宅の質問は僕はしたけどもね、これはこれでいいんですよ。町営住宅はやってない。こういうお答えでしたね。こんなこと言うてね、出馬されるという町長にですね、申し訳ないけどもね、やっぱし安全で安心なまちづくりをうたい文句としておる町長としてはですね、やはり一番大事なのは住民の生命でなかろうかと、こう思うわけですね。

だから早急にですね、残されたあと数ヵ月でですね、いわゆる方向性だけでも出していただきたいわけです。いわゆる何も56年以前の建物すべてとは言いません。1年にどれだけやろうと計画的に、古いものからやっていく、それでもう崩してしまおうとされておる、町営住宅があるんであれば早く崩して、いわゆる財産処分の目録に出ております。そこらも早く処分するなり、何らかの処置をとっていただきたいと思うわけでございます。

もう一度お尋ねします。この町営住宅の耐震について、残された数ヵ月で何らかの方法をとっていただけないでしょうかという点と、ほかにもやり残した問題点があるのであれば、今述べていただきたいんですよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まず、その住宅ですね、このさきほども答えましたけども、構造的に耐震補強が困難であるというところもありまして、そういう場合はですね、入居者がお出になった場合にですね、政策空き家として、もうそれは入れないことにしておりまして、それで耐震補強についてはもう一度、担当課とですね、よく協議して検討したいと思います。

それからですね、志子地域の排水については、その溜、何メーターかの溜をつくって、そこからポンプアップすればいいではないかとおっしゃった。それはそうだと思いますが、その排水を本流に流す場合の県の河川課の許可をいただかないといけませんので、それも含めて、今後努力をしたいと思います。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

局長、あと何分、2分。県の許可は簡単に下ります。僕はもう個人的にもね、堤防ブチッて分断してパイプ入れたことあるんです。できます。それで何もね、コンクリでピシッと固

め、水漏れせんです。水漏れしたほうがいいんです。水で溢れかえっておるんやから、水が入って、そこでポンプで揚げりゃいいんです。要はごみ、ポンプの目詰まりだけ防いだらいんですから、簡単なんです。1mでもいい、極端に言えば。

ただ、あんまり狭いとね、大きなポンプを据えますと、そこだけで空気を吸ってしまいますから、それを防げればいいとこう思います。是非やっていただきたい。

それと、町営住宅の問題が古くなった家屋に入っておられた方が出たら、もう入れないんだと、この政策はこれで良かろうと思います。しかし、なれども、現時点で入っておられる方がいてですね、なお古い家屋については早急にですね、あと4ヵ月しかないわけですから、次の町長にお任せせずに、町長の判断でもってやっていただきたい。課長と相談するなんておっしゃいましたけども、相談された課長は困りやせんかと思いますよ。私があなたに相談したいみたいな。何も難しいことはないんです。耐震診断、業者に頼めばすぐやってくれます。1軒当たり3万円ぐらいでできるのじゃなかろうかと思いますがね。その点をもう一度、いわゆる冠水地域のポンプアップの問題と、町営住宅の問題2点に絞りまして、お答えをいただきまして、私の今回の6月の一般質問と代えさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのままで、志子地域のますをつくってポンプアップするということにつきましては、県ご当局に要望して許可を得るとか、その対応策について考えます。

それから、耐震補強につきましては、その今入っておられる方々の意向も考えたいと思います。しかしながら、客観的な33%の耐震の必要性という、必要なものがあるということについては、再度検討いたします。よろしくお願ひします。

川端龍雄議長

以上で、東篤布君の質問を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたしまして、6番 北村博司君の質問は、11時から再開することにいたします。

(午前 10時 42分)

川端龍雄議長

引き続き会議を開きます。

(午前 10時 58分)

川端龍雄議長

6番 北村博司君の発言を許します。

6番 北村博司議員

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告済みの内容に沿ってお尋ねを申し上げたいと思います。

質問は、基本的には合併4年間の成果を問うというタイトルにさせていただいておりますけれども、中身は奥山現町長が合併初代の任期満了を控えて、過去4年半少しになりますが、の成果をお尋ね申し上げたいと思います。

以下、合併協定の重要項目に準じて、中身をお尋ね申し上げたいと思います。

皆様、ご承知のとおり、平成17年10月11日に旧海山町と紀伊長島町が合併いたしましたが、1月27日付で合併協定が、同年の1月27日ですが、合併協定に調印を行っております。私も合併協議会、法定協の委員の1人として立会人で署名をさせていただいております。

これですが、合併協定書、この重要な部分と申し上げますのは、合併の方式ですね、対等合併、新設合併をしますよということです。

次に、合併の期日はさきほど申し上げた平成17年10月11日付で合併します。旧両町はその日をもって消滅しているわけです。

それから、3番目として、新町の名前はこれは公募をして、両町民から公募の結果ですね、それを審議いたしまして、紀北町と命名、名称を定めております。

それから、4番目に、新町の事務所の位置、これは皆様方すでにご承知のとおり、また、町民の皆様も当時、合併協議会だよりという、両町の町民全戸に配布されておりました、こ

ういうものがございます。この第7刊ですね、平成17年1月1日付けで発刊しております協議会だよりの表紙に使われているぐらい、合併の眼目になっております。表紙に新町の事務所の位置が決定しましたよという表紙です、これ。

それから、その1つ目は、合併当初の新町の事務所の位置は、海山町大字相賀 495番地8、現海山町役場とすると、合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、利便性、発展性にすぐれた適地に定めるとなっている。これはもう皆さん、町民の皆さんもすでにもう十分ご承知の、全戸に配布されておりますから、ご承知のはずです。これですべて、これをもってすべての協議が終了しましたということで、調印式が行われた経緯がございます。

さきほど読み上げました1番、2番、3番、4番が、合併の最大の重要な条件であります。これは法定協が発足した当初から、この4点が重要項目であります。

次に、大変議論というか、決着が長引いたのが、新町建設計画、合併協定の12番にございます。これです。これは具体的ないろいろな内容がございます。これも重要な分、これは12番です。

それから、14番にあがっておりますのは、事務組織及び機構の取り扱いということで、総合支所方式を採用して住民福祉の増進に十分配慮した効率的、効果的なものとする。これは14番ですけれども、法定協が発足時点でもう最初に合意したものであります。総合支所方式というのもも合併を進めるうえで、大変重要なものです。町民の皆さんもどっかへ本庁へ行ったら、偏って住民サービスが低下するんではないかという懸念を払拭するために、この総合支所方式が最初から採用されたわけであります。

それと、この合併協定の中で、別項目で地域自治区の設置に関する協議書というのが、別紙で付けられております。これも大変重要な部分でございまして、紀伊長島区、海山区それぞれに地域協議会を設けるということで、これが特に旧海山町さんのご提案で、大変議論を呼んだんですけども、これも8ヵ月ほどかかっております、決着するまで。

ですから、事務所の位置の決定と、地域協議会の設置が両方御合で決着したという経過がございます。これが地域協議会は何をするところだというのは、この第5条にございます、協議書の。この中に新町建設計画に関する事項ということが、最大の業務になっております。所管事項になっています。つまりこれをそれぞれの両区のそれぞれで、今、新町建設計画の諮問にあづかると、町長からですね。こういうためのものが本来の地域協議会です。

区制を敷かれたというのは、これは実は地方自治法上、地域協議会、地域自治区を設ける

と、区制を敷かなければならぬ、これセットになっておりますので、現在、紀伊長島区、海山区という法的にこれは付けられております。

この合併協定書の重要項目に沿ってですね、1つ目が新町の事務所の位置について、現在の尾鷲高校長島校の閉校後の移転について、どのように今、町長は進めておられるか、流れをお聞きいたしたいと思います。

それから、2つ目が職員の定員適正化計画、これは昨日ほかの議員さんが指摘されておられましたけれども、適正計画で掲げたスリムな行政体制というか、その辺がどのように進められておられるかという、現在の状況をお尋ねいたしたいと思います。

それから、4つ目に、さきほど重要な部分の1つと申し上げました事務組織機構について、総合支所方式が現実にどのように現状はなっているか、これは住民が大変当時、合併当時、懸念されたことですので、これは大変意識的にしっかりやっていただきなければならない部分でありますので、実態はどうなっているか。

それから、小さい5番目ですが、学校教育事業について、実はですね、合併協定の中にはこれは書かれていません。お気づきの方もあろうかと思いますが、学校教育事業の中では、小学校、中学校については現行のとおり新町に引き継ぐとか、通学区とか学校給食、スクールバスとか、そのようなことが書かれているだけで、学校の増改築とか耐震化については何も触れられておりません。昨日、奥山町長がおっしゃっておられたように、当時はそういう認識がなかったというか、中国の四川大地震をきっかけにして起こった学校の安全性の問題が、急激に中央、地方を問わず出てきました。

実は、その前から先見の明があるというか、1番議員なんかは、もう早くからこの学校耐震化の問題を指摘されておられました。そういう議員さんも個人的にいらっしゃいましたけれども、合併協定の中では議論は出なかったです。ただ、こうやって新町建設計画の中にはございます。新町建設計画の46ページですけれども、主要事業の中に小中学校の改築耐震化事業というのが、新町建設、合併協定のごく一部の部分ですけれども、こちらには掲載されておりました。これについての今後の見通し、改めて明確に報告をお願いいたしたいと思います。

それから、6番目、新町建設計画の中についてであります、合併特例債の活用について、法定協と、合併法定協と庁舎位置の小委員会で両方で重要な合併特例債の使い方については、重要な議論があって、当時は合意したと言われている部分、合意したということになっておるんですが、その合併特例債の使い方、87億円のうちの72億円が建設事業費に充てるもので

すが、基金造成分を除いた分ですね。これについて両区に均等に折半すべきというのが、当時の法定協の執行部のお考えで、そういうことになっておるわけですが、現実はどうなっているのかということですね。

それから、財政計画が新町建設計画の58ページにございます。特に歳出部分の20年度、21年度、22年度あたりにですね、普通建設事業が19年度、20年度、21年度、20億前後の財政計画を立てているわけですけども、その辺について改めてですね、現在の紀北町議会に対して、ご説明いただきたいのと、あわせて町民の皆さんに知っていただくことが重要だと思いますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げまして、関連は自席から質問させていただきま

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員のご質問にお答えいたします。

合併協定は、議会、行政、住民などの代表で構成された法律に基づく合併協議会で決定されたことであり、合併協定を履行する必要があるものと考えております。

新町の事務所の位置についてであります、合併協定では、合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、利便性、発展性にすぐれた適地に定めるとされており、この項目の取りまとめに関しては相当な議論がなされ、旧両町が互譲の精神を持って決断された結果であり、それにより合併が成就されたと思っております。

平成22年3月に閉校する三重県立尾鷲高校、高等学校ですね、長島校の敷地及び建物は合併協定の適地とされる条件を満たしているものと考えており、本庁舎を長島校跡地に移転いたしましたく、これまでに2回、議会全員協議会を開催させていただき、本庁舎移転の経緯、敷地配置案、概算事業費、財政状況を説明させていただいているところです。

今後も引き続き議員の皆様と協議を行いながら、合併協定の重要項目の1つである本庁舎移転事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の定員適正化計画の進捗状況につきましては、定員適正化の数値目標といたしましては、平成18年4月1日の職員数 250名に対し、5年後の平成23年4月1日現在で職員数を 220名として30名、これは12%ぐらいの削減を目標として定めております。

平成21年4月1日現在の職員数は 226名で、定員適正化計画の平成21年度の数値目標の、233名よりも7名多く職員の削減が達成されております。この要因といたしましては、勧奨

退職制度等の実施により早期退職者が多かったことなどによるものと考えられます。

また、来年度以降におきましても、大量の定年退職者が見込まれることから、2年後の平成23年4月1日の数値目標の30名の削減は達成されるものと確信しております。

次に、地域自治組織についてでありますと、平成17年の合併時に紀伊長島区と海山区において、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第2項に基づく地域自治区が、合併協議の中で相当なエネルギーを使って議論のうえ設置され、平成18年2月にそれぞれの区で15名ずつの構成員による地域協議会を組織いたしました。その協議書では、第7条により構成員の任期は2年と定められていることから、現在、2期目の任期を迎えております。

地域協議会は、合併して大きくなった自治体の旧自治体毎の衰退を懸念する住民の方々の不安を解消するなど、住民自治の強化、行政と住民との協働の推進を図るため設けられたものであり、創設後、両区地域協議会それぞれ年4回の協議会を開催し、防災や産業振興等、さまざま課題について熱心に協議していただき、これまで毎年、町に対し意見書を提出いただいております。

町といたしましても、両区地域協議会からの貴重なご意見を真摯に受け止め、翌年度当初予算編成にあたり参考とさせていただくななど、大変、有効に活用させていただいております。

両区ともに毎年度最終となる4回目の地域協議会には、私自身が出席させていただき、意見交換するなど、町行政を遂行していくうえで重要な組織だと認識しており、今後ますますのご活躍をご期待申し上げているところであります。

次に、事務組織機構についてでありますと、合併時は、本庁舎に配置した本庁、海山総合支所と紀伊長島総合支所の3つの組織機構でありましたが、本庁と海山総合支所の業務が町民の皆様にもわかりづらくなっていたことから、平成19年4月に同じ庁舎内にあった海山総合支所を本庁へ統合し、事務の迅速化や合理化を図り、わかりやすく簡素な組織機構にいたしました。

また、紀伊長島総合支所につきましては、同じく平成19年4月に課を室に改め、一部を統合する見直しを行っておりますが、あらゆる分野に対応できる係を設置しており、住民サービスの低下とならないよう本庁と連絡調整しながら業務を行っているところです。

学校の耐震化計画についてお答えいたします。

平成20年9月の議員説明会において、早急な学校施設の耐震化を計画的に推進していくことを目的に、紀北町学校施設耐震計画を策定し議員皆様にお示しをいたしました。

資料として本計画書を、お手元に提出いたしておりますが、改めて耐震化の年次計画につ

いてご説明いたします。4ページに年次計画が掲載されております。

平成20年度には、相賀小学校の別館と上里小学校の屋内運動場の耐震補強を実施しております。また、平成21年度には、相賀小学校の改築と平成22年度に計画されておりました別館の改修を行い、また、三船中学校、船津小学校、矢口小学校、赤羽中学校、赤羽小学校の屋内運動場の耐震補強工事を行います。

平成22年度におきましては、相賀小学校の屋内運動場の改築、引本小学校、船津小学校、三浦小学校、西小学校、東小学校の校舎の耐震補強を計画しております。

紀北中学校につきましては、平成22年3月に廃校となります、尾鷲高等学校長島校への移転を視野に入れて検討するとし、平成23年度にはすべての耐震化を完了する計画であります。

次に、新町建設計画についてであります、新町建設計画の財政計画は、平成12年度から14年度の決算額の平均値を基準とし、合併に伴う国や県の支援などを考慮し、長期的な展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るため策定されたものであり、平成18年度から27年度までの10ヵ年計画となっております。

財源の主なものとして合併特例事業債を見込んでおり、その上限額は82億6,000万円であります。このうち、地域振興基金への積立金として11億5,000万円、また、建設事業にかかるものとしましては71億1,000万円の借り入れを見込んでいるものであります。この合併特例事業債の活用による普通建設事業費につきましては、本庁舎の建設も見込んだものとなっています。なお、起債の借り入れに際しましては、合併特例事業債より町にとって有利な過疎対策事業債を活用しているものもあり、平成18年度から平成21年度予算までの合併特例事業債の借入実績と借り入れ見込み額合わせまして、普通建設事業にかかるものとしましては5億1,300万円となっています。以上です。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

それでは、6項目に分けてありますが、それぞれ相互に関連する部分もありますので、関連させながらお尋ねを申し上げたいと思います。

まずですね、これ重要な部分であります、新町の事務所の位置と地域自治組織、今ですね、両方が法定協に上程されたのが、16年4月22日です。それで合意したのが同年の12月16日です。つまり8ヵ月近くかかっておるんですが、なぜそんなに長引いたのか、継続審査、継続審査の繰り返しだったと思いますが、経過をもう少しお尋ねいたしたいと思います。な

ぜ8ヵ月もかかったのか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

長引いた1つの要因は、平成16年9月29日の大きな豪雨による災害がありまして、そのことで相当な復旧対策の事業があったということです。それが1つあります。

それから、合併に際しましてはですね、これまで全国的にその事務所の位置の決定についてですね、合併案が決裂した事情がたくさんございます。当町におきましても、この事務所の位置について議論がいっぱい出ましてですね、なかなか時間がかかったということが上げられます。

それから、地域自治区について、地域協議会等を立ち上げるについてはですね、これは合併特例法に基づくものであります、いろいろそれは議会とはどのような違いがあるのかとかですね、それから自治会とどうなのかとか、いっぱい議論、質疑があってですね、なかなか腹に納まり切れるものではなかったことが覚えているものであります。以上です。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

この平成16年の12月16日というのは、実は重要な日付なんですね。当時の法定協の副会長である奥山町長は、よく認識しておられると思いますが、この12月16日のリミット、タイムリミットを設定されたのは、当時の塩谷法定協会長です。この12月16日の期限まで、新庁舎の位置問題が決着しなければ、法定協を解散することもやむを得ない、つまりこのときは重大な決意という表明をされたんです。

それがつまりもう合併協議を止めですよという、12月16日という期限を切られたんですよ。それで16日、実は前日の15日に小委員会が決着しました、庁舎の。それは当時の委員長が中本議員さんです。あるいは川端議長もご出席になっておられる。これは皆さん十分認識しておられることですが、12月16日が合意しなければ、事務所の位置の問題が、もう法定協は解散するかもしれないという話は、町長ご記憶でしょう。これ会長が法定協の席で発言されたんですよ。いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

覚えております。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

それで、さきほど特例債の使い方の問題ですが、これもたびたび議論は何ヵ月の間、議論がありました。それで当時はですね、今とは実際の合併特債の金額とは若干違いますけれども、当時は87億円で、そのうちに基金造成分を除くと72億円、これについてですね、あえて公的な立場でご出席になっておられますので、どなたが発言されたかというのはあえて申し上げますけども、小委員会の中本委員長はですね、合併特例債の方向は前回、つまりその前の小委員会で塩谷会長と奥山副会長が答弁している。2町が均等に分け、その中から本庁舎を建てる確認をとったと思っている。つまりそういう認識しているというご発言をなさってます。当時の新聞記事にございます。議事録のほうにはあんまりこういう詳しいことは出でませんので、私は当時の地方紙2紙を持ってきてますんで、両方同じですので、これで間違いないと思います。町長、いかがですか。

そういう、お二人がそういう認識をしておられたんですね。当時は36億円ずつ折半する。

それで両区の事業をそれから処理していく、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それも議員がおっしゃるとおりですね、両区で折半しましょうということは、申し合わせております。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

これは、当時の海山町側が出した庁舎の参考資料という、工事の内訳です。三船中をそのまま使ってという、中、詳しくは省きますけれども、工事費は全部で6億1,000万円、工事費。それで重要な、ここが重要な部分ですわ。旧紀伊長島町側が最終的に1箇所に絞れということで、絞った宮川第二発電所跡地、あそこのグラウンドからあそこにかけてですね、宿舎にかけて、11億程度、用地費、これはそのときの建設課長おるんやで、ちゃんとした数字

やと思うけども、で5億円の差があったということです。

11億円かけて三浦に建設するか、三船中を校舎と議会棟は新築して6億円、5億円の差が大変重要になってこの綱引きが続いたんですが、いかがでしょう。ご記憶ですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

記憶しております。その正確な端数はわかりませんが、そのような額であったと思ってます。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

いや、私はここに工事の内訳書かなんか持っておるんですよ。それで倉崎さんが建設課長だったと思うんで11億円程度、10億円から12億円の間、つまり5億円の差ということが小委員会の中心の議論でした。10億円以上のお金を使うのはもったいないという議論、そこであわせて出たのが今の折半の議論です。つまり36億円ずつ持ち分があるとするならば、5億円の差は関係ないではないかという、要するにそのときの小委員会の議論を読み返しますと、11億円かかっても紀伊長島町側の36億円から11億円を引いて、25億円しか建設事業はやれない。海山のほうへ行ったら36億円のうち6億円引いて、30億円の事業に普通建設事業に使えると、だからその差は関係ないじゃないかという議論もあって、一方でそっちの建てるほうの区の折半部分だけから使うと、相手側が何も発言できんようになっていくやないか。

例えば、海山のその三船中に6億円と、紀伊長島側が一銭も折半分を持ち出さなんだら遠慮しておらんならん。それは具合悪いということで、最終的にはどうなりました。7対3じゃなかったですか、ご記憶ちょっと思い出してください。収入役なんかご存じやないかと思います。私は7対3というふうになったように思うんですが、いかがでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私はその7対3というのはですね、ちょっと記憶が薄い、わずか4年前ですけどもね、5年前か、ちょっとその辺が。議員のおっしゃることですから、それは事実であろうと思いますけどもね。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

当時の法定協のそのときかな、そのあとかな、中村産業振興課長は法定協の事務局長やと思う、これ。ご記憶ないですか。太田さんでしたか、あなたですか。太田さんね。そのあとやね、そしたらこれ。じゃその議論は置きましょう。

そして今回ですね、シミュレーションでも本庁舎の建設事業費が計上してある。こういうことです。当時ですね、安上がりじゃないかと、こっちにしなさいよという主張はあった三船中で6億1,000万円です。当時の海山町の職員が試算したと思いますが、建設課のね。現在、長島高校へ移った場合の事業費はいくらですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

土地代、これは長島高校の県から購入する土地代を換算したときに、大体6億3,000万円ですね。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

つまりですね、当時、法定協で言われた安上がりという金額程度の話ですね。大変、合併の趣旨に沿っているわけですよ。財政が苦しいからもう少し先送りしろという議論が、町民の中の一部にあると聞いてますけれども、つまりその6億円程度はかけても、これは安上がりじゃないかと議論はあったということを、十分皆さんにご認識をいただきたいと思います。町長いががですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは北村議員の論理ですね、理解はできますけれども、11億幾ばくかと6億1,000万円と比較した場合の安いという感覚もあっただろうとは思います。しかしながら、この本庁舎移転につきましては、合併特例債が5億某かを使えますので、一般財源の支出は非常に少ないと思っておりますので、その辺も関係者、町民の皆様方にご理解はいただきたいと思いま

す。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

これが実はですね、重要な、大変重要な部分なんですよ。これちょっと関連してですね、これ法定協の第20回の会議資料で調整した結果が出てます。協定に盛り込まれてます。そのときにですね、総合支所方式を採用するって、最終的に決着しているんですね。そのときの組織図、ご記憶ですか、新町の組織として本庁に職員を89人、紀伊長島総合支所に 103人、海山総合支所に67人、職員数合計 259人、現実の数字をおっしゃってください。

海山総合支所はなくなってますが、それは本庁部分に入れるとして、紀伊長島総合支所に103人の職員が配当されます。これは合併協定に定めたものです。お答えください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

早速、数値がめぐってきましたので、平成17年度の場合ですね、旧職員の内訳を申し上げます。紀伊長島町においては明細は省きます。トータルだけ47名、旧海山町においては42名、計89名。長島総合支所ですか、現在ですか、ちょっと待ってください。

21年度の長島総合支所の職員が39名となっております。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

これはですね、実は旧紀伊長島町では18回にわたって、合併の準備説明会を開いているんです。それで議会側から私と平野偉規議員、当時の議長、私は合併特別委員長、それで町長、ここに三浦の住民説明会の重要な質問がありますけれども、総合支所方式は新町の事務所がどこになろうと、我々を不便にはしないと、いいじゃないかという、つまり 103人が配置されてですね、産業振興課 8 人、建設課11人、福祉保健課10人、環境管理課18人、これは現業が入っていると思いますが、以上 100人からの職員が配置されるで、住民にとっては何にも不便は感じないから、総合支所方式は結構じゃないかという賛成論がここにあります。

これはいわば町長、住民をだましたことになりませんか。4割しかいないんでしょう、現実には。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

詳しい数の推移については総務課長に答えさせますが、これだけは言っておきます。住民をだましたことにはならないと思っております。議員もご承知のとおり適正化計画、職員適正化計画もありますし、それから定年退職、勧奨退職等についてもですね、その数をそのまま補充することは行財政改革の考え方の中でですね、よりスリムな紀北町の役場をつくっていくという、基本的な考え方を策定している以上ですね、しかしながら、住民に対するサービスは低下させないという基本線があります。それを維持しながら、この職員の削減を実施したのでありますから、ご理解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

それではお答えいたします。ちょっと誤解を招くといけませんので、合併時の本庁の職員数と、それから現在の本庁の職員数、あるいは紀伊長島総合支所の職員数の比較でござりますけれども、約 100名減っているということでお話をさせていただきましたが、これはですね、組織機構の変更がございまして、例えば老人ホームですね、老人ホームは合併当初、支所の配置という形になっておりましたが、組織構成の変更に伴いまして、本庁付けるという形になりましたものですから、老人ホームの約25名ほど、それから環境関係のリサイクルセンター、あるいはクリーンセンターの職員数が、これも紀伊長島総合支所、紀伊長島のクリーンセンター、それからリサイクルセンターにつきましては、以前は支所の配属でございましたが、今、本庁の関係になっております。

それから、建設部門でございますね。建設と技術関係を中心とした部門が本庁のほうに統合されたというようなことがありますし、大幅に変わってございますが、そういうことでですね、紀伊長島総合支所の職員数が減っているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

総務課長は数字で誤魔化しておるけども、現実に建設課関係は2人ですね。それでいろん

な立ち会いだとか何とかで出払っておることが、誰もいないことが多い。電話番がいたりするだけ、産業振興もそう。支所長そうやな、支所長おるんやろ、そうやな、実際には町民は行っても、本庁へ行ってくれ、本庁に聞いてくれ、それで本庁から来るというケースが大変多い、それ認めますか。

ですから、私はそれをどうこう言わないんですよ。だから町民は我慢しているということを、総合支所方式という言葉にだまされたんですよ。いかがですか、どう認識です。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほども申し上げましたが、町民をだますということについては、私は考えておりません。ただ、役場の職員適正化計画のもとに、あるいは行財政改革のもとにですね、それは住民サービスを低下させないという基本線は守っていきたいけれども、精神的にもですね、職員が少ないことについては、一種の寂しさがあるかもしれませんけれども、その辺をどうぞご理解ください。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ですから、だましたつもりはない。結果はこうなっただけやとおっしゃりたいのは、よくわかる。私はそれを取り立てて、奥山町長けしからんやないかと申し上げるつもりはない。ただ、当時の住民説明会で、その辺の懸念がいろいろ出された挙げ句に、いやあ、総合支所方式をしっかりやって、続けてくれるんなら賛成しますよという方々と、5年間の辛抱ですねという話があった。ご記憶でしょう。

ところが、ここにお一人の方、大変厳しいご意見、そのときおっしゃった。これは三浦地区です。多分、中津畠議員もいらっしゃったかな、この場に。5年以内に紀伊長島町の国道42号沿いに適地を定めるとあるけれども、5年経ったら高い金払って新しく事務所を建設してくれという、意識は薄れていくんではいかという懸念が出たんです。

つまり当時は新しくという話は、コンパクトなという意味ですけれども、それでも10億円以上かかるという話だった。そうすると3年、4年するうちに、10億円以上のお金かけてもやらんと、今のままにしてけと言い出すんではないかという懸念が、あっちこっち出たんです。もし私の言うこと信じないんなら、どなたでも議事録、公的に作成された議事録を公表

してもいいですよ。ここに議事録あります。全会場の。

その中で三浦だけやなしに、赤羽でも東でも西でもすべてのところで出ているんですよ。

3年、4年経ったら合併協定を、それ守らんでもいいという議論は、出てこないか心配だと、そのあいだ我慢するよという話なんです。ご記憶ですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

住民感情として、あるいは住民の皆様方の思いとしてですね、そういう議論もあったと記憶します。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

町長は町長でありますね、法定協の副会長だったんですから、私が持っている資料ぐらい持っててくださいよ。14回だけで873人、住民の出席が。この次の月に4回やってますから、1,000人を超えてるんです。きちんと担当課は持ってるんでしょうな。私が持っている程度の資料は皆さん持っているでしょうね、確認します。

それでここで、もう、このあいだ全協のときに申し上げたんで、あえて申し上げませんけど、新町の位置に関する条例問題について、17年8月4日から9回にわたって旧海山町と両町長、幹部議員、皆さん出席して条例をどうするかという、条例上にどう記載するかという議論をした。それから小委員会の会議録あります。その最終的に決着した16年12月15日の午後7時です。海山町役場別館3階会議室、私も出ております。中本さんが委員長ですから、当然です。川端現議長も出ておられます。両町長、それから太田哲生事務局長、脇博彦副事務局長かな、それから現在、議会事務局にある職員もこの中にはいます。こういう資料をすべてお持ちでしょうね、確認します。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

残念ながら有しておりません。

川端龍雄議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

それにつきましては、事務所のほうに所持、保管してございます。はい。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

町長が持ってなくても、合併協議会事務局は総務課が引き継いでおるね。だから議事録、テープ、その他は全部きちんとこれは、もし、それしてなければ責任問題ですよ。間違いないね、もう一遍確認します。テープも残しておるね、会議の。

川端龍雄議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

今、テープのとおっしゃいましたが、そこまでは私は確認しておりませんけども、議事録等につきましては管理してございます。間違いございません。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ちゃんと公文書は保存されているということで安心いたしました。今後ですね、私は今、申し上げた経過はご存じない方がいらっしゃるし、議会内にも。町民の方々の中には知らない方もいらっしゃるようなわけで、あえて今日はこの公的な場を借りて、町長にお尋ねしたわけです。町長も平和裏に合併協定を遵守したいと、進めたいと、さきほど一部ね遵守していない部分がありましたけどね、それは私は申し上げません。総合支所方式なんかでね。

ということで、任期が間もなくまいりますけれども、残る任期に全身全霊をあげて、合併協定遵守のために、特に重要項目の遵守のために頑張っていただけるということを、お言葉をいただいて私の一般質問終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この本庁舎移転についてはですね、さきほど来、議員もおっしゃっておりましたように、合併協定の中で重要課題であったと、このことは町民の皆様との約束でもありました。これは議員の皆様方に十分のご理解をいただいてですね、平和のうちにこれをスムースに実現す

るべく私も努力をしますので、各位におかれましては、どうぞご理解ご協力を賜りますようにお願いをいたします。以上です。

川端龍雄議長

これで北村博司君の質問を終わります。

川端龍雄議長

16番 東澄代君の質問は、午後1時から再開することとし、ここで1時まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 52分)

川端龍雄議長

それでは午前中に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

川端龍雄議長

16番 東澄代君の発言を許します。

16番 東澄代議員

16番 東澄代です。議長の許可を得まして、6月定例会における一般質問を行います。

近年は、派遣切りや解雇で雇用創出への知恵が求められ、1次産業への就職移行が見直されています。企業に就職するのとは、また別のやりがい、達成感、あるいは生活環境を得られるというのが理由の1つになると思います。

ただ、就農を目指すのであれば、就職以上の覚悟と決意が必要であると言えるでしょう。我が国の都市の反映は、農林漁業から労働力を送る仕組みに成り立ってきましたが、その仕組みを変えないと、新規就農者の定着は難しいと考えます。国の施策では農工商を主体に、

補助金制度が打ち出されていますが、地域に似合う施策を講じなければ意味がないと思います。

そこで質問いたします。まず1点目ですが、農業の振興策についてお伺いします。

耕作放棄地への対応についてであります、環境策としてどのような支援を講じられているのか、お伺いします。

次に、就農支援についてですが、平成21年2月号の広報に紀北町空き家バンク制度が始まり、有効活用を促すことが掲載されていますが、双方をリンクさせた取り組みが必要であると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

2点目の水産業の振興についてですが、いろいろな振興策があろうかと思いますが、養殖業に対する支援策も重要であると考えます。そこでまず、養殖業の現状とその対策についてお聞かせください。

次に、魚礁の成果についてですが、これまでの取り組みと、その成果についてお聞かせください。

最後に、環境生態系保全活動組織の支援策についてですが、平成21年度の3月議会定例会での町長の施政方針の中に、地域の資源を活かし、活力と魅力あふれるまちづくりとして、水産資源管理では海の環境保全に配慮し、持続可能な漁業が営まれるよう、本年度から環境生態系保全活動事業を実施し、藻場、干潟にかかる保全活動組織に対する支援を行うと表明されました。これまで行ってきた、また今後実施される予定の支援策をお聞かせください。以後、関連質問は自席で行います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

東澄代議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の支援策といたしましては、国や県の補助金、交付金等を活用した農業基盤整備、担い手育成及び担い手への利用集積、新規就農者の育成、優良な農地の確保と利用の促進、鳥獣害による被害防止対策の推進、特產品化の推進、地産地消の促進に努めているところであります。

具体的に申しますと、県主体の広域型中山間地域総合整備事業等を活用しながら、揚水機の改修、用排水路整備、頭首工、ため池の改修、農道の整備などを実施しております。

また、農業普及事業といたしましては、紀北町産地確立交付金を活用し、町内各地域に適

した地域振興作物の特產品化、地域振興作物以外の転作作物作付け助成、自己保全管理助成、農地利用集積促進助成、道の駅や地元小売店における地産地消の促進、中山間地域等直接支払交付金による体験を活かした農業後継者の育成などを行っております。このような取り組みを実施していく中で、耕作放棄地の解消を進めてまいります。

次の就農支援につきましては、新規就農者を支援する制度として、三重県の紀州地域農業改良普及センターが窓口となり、知事に認定された認定就農者に対し、無利子の就農者支援資金を活用した対策を行っております。また、技術面におきましては、県改良普及センター普及員により栽培技術指導が行われております。

町といたしましては、農業者の現状を把握し、県と連携を密にしながら、情報提供に努めてまいります。

また、農地の斡旋につきましては、耕作希望者の要望を聞き、農業委員会委員を通じ、耕作可能な農地情報を提供し、推進してまいります。

このような中で、今後、紀北町空き家バンク制度を有効活用できないか、検討してまいります。

次に、水産業の振興についてのご質問にお答えいたします。

まず、養殖業の現状と対策についてであります、当町では現在、ブリ養殖で1経営体、マダイ養殖で37経営体があり、10年前の平成11年度三重県漁業地区別統計表と比較してみると、ブリ養殖で7経営体、マダイ養殖で34経営体の減となっております。この要因としては消費量の減少、養殖業者の高齢化、後継者不足、及び魚価の低迷や餌の高騰等が考えられます。

この養殖業への当町の支援としましては、現在、漁業近代化資金に対し、年1%の利子補給を行っております。また、県においても養殖技術開発事業として、マハタの種苗生産と特產品化への事業を推進しております。

次に、魚礁の成果についてであります、町の事業として旧町のときより継続し実施している自然石を投入する築いそ事業については、イセエビの漁獲量の増大が図られております。さらに、県において、漁場整備事業として紀伊長島区大島地先に高さ25m、重さ約100tの魚礁が2基設置されており、また、熊野灘の沖合いには表層型の浮魚礁も3基設置されておりますが、これらの設置した魚礁の成果としましては、漁協より漁獲量が増大したとの報告も受けており、効果があるものと認識しております。ほかに町単独事業として種苗の放流を行い、あわせて漁協等が行う種苗放流事業に補助を行うなど漁獲の増大を図っております。

最後に、環境生態系保全活動組織に対する支援でございますが、藻場、干潟は、産卵場の提供、幼稚魚等の保育の場となる等により、水産資源の保護、培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化等の公益機能の発揮を支える社会の共通資源であり、その効果は地域や国民に広く及んでいます。

近年、海洋環境の変化等による食害生物の増加、漁業者の減少、高齢化による保全活動量の減少などにより、藻場、干潟等の減少や機能低下がさらに進行していると考えられ、このことによって、漁業資源の減少による漁獲量の減少、水質の悪化等が懸念されるようになっております。

のことから、国としましては、藻場、干潟等の機能の維持、回復を図るための施策として、漁業者が中心となった活動組織により実施される藻場、干潟等の保全活動に対し国・県・市町が活動支援の資金を交付する制度を講じたものであります。

町内の活動組織の状況としましては、現在、活動組織の立ち上げについて漁協等とも協議をし、啓発している段階であります。今後、活動組織ができ、保全活動を実施される場合は、町としましては活動資金となる資金造成への負担、活動組織への指導、活動確認事務等を行い、活動組織に対し支援していきたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

町長の考え方はわかりましたが、再質問をいたします。

耕作放棄地の活用についてであります。平成19年の12月議会でも質問させていただきましたが、その後、もっと具体的な取り組みがなかったのでしょうか、あればお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その件につきましては、担当課長に答えさせます。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

質問にお答えします。平成19年度からの耕作放棄地の活用についての事例でございます。

議員もご存じだと思いますが、下河内のマコモタケの栽培が25a、また、今年度から海山区の上里地区におきまして20a程度、マコモタケの栽培を行っております。さらに小山区、海山区の小山区におきましては、耕作放棄地を利用しまして水稻を50a作付けしているという現状でございます。今後も耕作放棄地の解消を進めながら、利活用を考えてまいりたいと考えております。以上です。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

わかりました。あんまり面積としては減ってないということで理解します。

耕作放棄地を減らす1つとして、これは私の提案なんですが、より一層地域特産品化を進めていただきたいと思います。そのことにはニンニクやラッキョウは安全的に取り引きされていると聞いていますが、当町においても検討されてはいかがでしょうか、町長ご答弁願います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今後ですね、ニンニクやラッキョウ等含めまして、付加価値のある収益性の高い農作物を特産品として検討してまいりたいと考えております。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

わかりました。どうか積極的に取り組んでくださるようお願いいたします。

耕作放棄地の活用は、農業振興を図るうえにおいて重要なこともありますので、町長、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の農業支援についての空き家バンク制度ですが、前者議員、昨日、質問がありましたので、企画課長の答弁では2月1日にスタートし、7件の登録があったとお聞きしましたが、紀北町の人口の増や、農業振興を考えるうえにおいても、空き家バンクとリンクさせた取り組みが必要と考えますが、町長の考えをお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員は、空き家バンクと耕作放棄地のリンクをさせていただく、それは1つの考え方だと思っておりますが、現在、そのことについても検討しておる、企画課長よろしいですか、いきますか。少しよろしいですか。そのアイデアについてですね、企画課長に答えさせます。

川端龍雄議長

町長の考えじゃなくてよろしい。

奥山始郎町長

それじゃよろしいかな。はい、それでは私の考え方だけを申し上げまして、検討してまいりたいと思ってます。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

課長、企画課長は何かいい施策があるんでしょうか、あつたらお聞かせください。参考にしたいです。

川端龍雄議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

参考になるかどうかわかりませんけども、現在、私どもが今、進めていることを少しお話をさせていただきます。耕作放棄地を含めた農地の活用でございますが、直接の担当ではないんですけども、ただ1つ、空き家バンクの利用の付加価値という面で、空き家バンク制度だけではどこにでもある制度でありまして、紀北町の特徴を出すべきではないかという、担当者の意見もございまして、現在、産業振興課の意見もちょうだいしながら、農地法の解決もございますが、市民農園的なものがあれば、付加価値として空き家バンクが有効に使えるのじゃないかということを検討しております。以上でございます。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

企画課長もそういうお考えがあるそうなので、町長、地元の人口が就業と移動するのじゃなくて、呼び込む、県外の人を呼び込むという人口増につながることだと思いますので、ご協議よろしくお願いします。

そういうことで、今後も就農支援につきまして、積極的な取り組みをお願いします。続きまして、水産業の振興策における養殖業の現状と対策について、町長から消費量の減少等により、平成11年度に比べ、ブリ養殖で7経営体、マダイ養殖で34経営体が減となったとの答弁でしたが、獲る漁業も重要ですが、育てる漁業も今後ますます重要になってくると思います。後継者不足とか高齢化という面を含めての私の考え方です。

そのためには、これらに従事する方が今後も養殖漁業を続けるような、具体的な対策を講じていただきたいと思いますが、町長いかがですか、答弁お願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員、ご指摘のように、養殖業者の数は10年前に比べまして減少しており、このことは当町の基幹産業である水産業が衰退するのではと、危機感を抱いておるわけであります。これに対して具体的な対応といたしましては、さきの答弁でお答えしたとおり、漁業近代化資金への利子補給を今後も継続するとともに、県において推進しているマハタの養殖に対する啓蒙を行い、養殖業の所得向上を図ることが大切なことだと考えております。

今後、漁協や漁業者との対話の中でですね、養殖漁業の進展につながる効果的な施策があれば検討していきたいと、そのように考えております。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

町長、期待しております。

次に、魚礁の成果についてお聞かせください。さきほどの町長の答弁で、イセエビなど、漁獲量の増大に努力していることはわかりましたが、町における築いそ事業や、県の漁場整備事業での魚礁の設置を行っており、その成果については漁協から漁獲量が増えたとの報告があったので、効果があるものと認識しているとのことでしたが、町としての追跡調査など、もっと具体的な調査をしたうえでの検証をし、次の計画に活かせるようにする必要があると考えますが、町長どうお考えでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

設置いたしました魚礁に対する具体的な調査として、まず、築いそでございますが、毎年国に管理運営状況の報告を行っております。その結果、報告の内容でございますが、築いそ設置前の水揚げ量より、設置後、水揚げ量がおおむね増加しており、効果があるものと考えておるわけでございます。

また、県において設置されました大型魚礁につきましては、設置の9ヵ月後に効果調査を行っており、魚礁内や魚礁周辺に10種類の魚類の確認の報告を受けております。

さらに、熊野灘に設置いたしました表層型の浮き魚礁3基の成果としましては、カツオやマグロ等の水揚げがありまして、当町で水揚げ量がですね、76t、水揚げ金額として2,773万5,000円と報告を受けており、漁業者に喜ばれていますと受け止めております。

このように実施した事業の成果について調査を行い、今後の水産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

町長、私今回、この質問でそういう報告がされたんですけど、県営事業ということはわかるんですが、今言ったから、町長から報告があって初めてわかるんですよね。そうすると漁業者全体の方には、全然そういうことが周知されてないと思うんです。それで何事もやり放しでなく、やったことに対して検証して、次の計画に生かしていく必要があると考えますので、より努力されるよう期待します。

次に、環境生態系保全活動支援事業対象に、藻場、干潟の保全活動になっておりますが、当町では干潟はどこに該当するんでしょうか、これは町長の施政方針になってますので、その干潟というのはどこが該当するんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

干潟とはですね、潮の干満に伴いまして周期的に海面下から空気中に露出を繰り返す、砂や泥の海岸地形を指しております。そういうところが干潟というものであります。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

町長、私、紀北町は、この事業に対してどこが干潟に該当するのかという質問なんです。課長わかれればお答え願います。ちょっと町長の干潟の説明だけで、当町の該当場所を聞いたんです。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

はい、お答えします。この環境生態系保全活動支援事業ですね、この目的なんですけども、干潟の場所ですか。場所はちょっと把握しておりません。実はですね、この事業には藻場と干潟が減少して、機能が回復するためにする事業なんです。よって、全国的な感じでありますし、干潟のあるとこ、藻場のあるところありますので、紀北町におきましては藻場を保全活動して、復活するということで事業を推進するということでございます。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

そうすると課長、干潟は当町には該当しないということですね。そういう文面になってますので、それを聞いただけなんです。はい、わかりました。

続いて質問ですが、事業年度別のこの事業に対しては制限があると思うのですが、また、補助金の負担割合ですか、それがわかれればお教えください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

環境生態系保全活動支援事業の補助割合ですか、補助金の負担割合ですね。

16番 東澄代議員

はい、年度の制限はないんですかということを聞いたんです。

奥山始郎町長

事業年度は平成21年度から5年間の事業であります、補助割合といたしまして、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1補助する事業であります。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

わかりました。環境生態系活動保全活動組織への支援策についてであります、現在、活動組織の立ち上げについて漁協とも協議をし、啓発している段階との答弁が町長ありましたので、これ以上の質問はいたしませんが、一刻も早く組織を立ち上げて、5年間という制限された期間がありますので、環境生態系の保全に取り組んでいただきたいと思います。積極的に取り組んでいただきたいと思うということの要望をしておきます。

それでは、このたびの質問の結びの発言とさせていただきますが、冒頭でも申し上げましたが、今、我が国は百年に一度と言われている経済不況下にあります。本町におきましても顕著に表れております。特に本町の基幹産業であります第1次産業におきましては、以前からの衰退とあいまって一段と深刻な状況にあります。

ただ、私は大変な状況ではありますが、この状況をチャンスと考え、多くの人が知恵を出し合って、1次産業振興に努力をし、さらには紀北町に住んでおられる方々が、将来にわたって住み続けることができるようになればと考えます。町長の考えをお聞かせ願いまして、今回の一般質問を終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員ご指摘のようですね、昨年、年明けから始まった原油高は物価高を招きまして、さらに米国金融危機は世界同時不況につながっていきました。国内経済も輸出製造業を中心に、軒並み下方修正を余儀なくされ、百年に一度と言われている経済不況は、過疎化、高齢化、少子化にさらされている当町の1次産業に深刻な影響を与えると考えられますが、当町の基幹産業である農林水産業を推進するため関係団体と連携し、生産基盤を整備することによりまして、多様な担い手の確保、育成を図るとともに、特産品の開発を促進し、地場産業の振興に努めることによって、若者の就労を促進し、当町に住んでいる方々が、安心して住み続けることができるようと考え、努力してまいりたいと思っております。

よろしくお願ひをいたします。

川端龍雄議長

これで東澄代君の質問を終わります。

川端龍雄議長

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することと決定いたしました。

なお、入江康仁君ほか3名の質問者については、明日の午前9時30分からの日程といたします。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午後 1時 32分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 9月 1日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 中村健之